

議案第52号

鹿屋市下水道条例の一部改正について

鹿屋市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市下水道条例の一部を改正する条例

鹿屋市下水道条例（平成18年鹿屋市条例第173号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

5 令和5年4月から令和7年3月までの月分の別表の適用については、同表中

一般汚水	基本料金		750円		
	従量料金 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまで	100円		
		10立方メートルを超え 20立方メートルまで	105円		
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円		
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	115円		
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	120円		
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	125円		
		100立方メートルを超 える分	130円		
		公衆浴場汚水	基本料金		750円

とあるのは、

一般汚水	基本料金		600円
	従量料金	10立方メートルまで	80円

	(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	84円	
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	88円	
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	92円	
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	108円	
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	113円	
		100立方メートルを超 える分	117円	
		公衆浴場汚水	基本料金	600円

とする。

6 令和7年4月から令和9年3月までの月分の別表の適用については、同表中

一般汚水	基本料金		750円
	従量料金	10立方メートルまで	100円
	(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	105円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	115円
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	120円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	125円
		100立方メートルを超 える分	130円

とあるのは、

公衆浴場汚水	基本料金		750円
--------	------	--	------

一般汚水	基本料金		675円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまで	90円
		10立方メートルを超え 20立方メートルまで	95円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	99円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	104円
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	114円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	119円
		100立方メートルを超 える分	124円
		公衆浴場汚水	基本料金

とする。

別表を次のように改める。

別表（第18条、第20条関係）

種別	区分	汚水量	金額
一般汚水	基本料金		750円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまで	100円
		10立方メートルを超え 20立方メートルまで	105円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	115円
		40立方メートルを超え	120円

		50立方メートルまで	
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	125円
		100立方メートルを超える分	130円
公衆浴場汚水	基本料金		750円
	従量料金	1立方メートルにつき	12円

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市下水道条例の規定は、令和5年7月1日以後の計量装置の測定に係る下水道使用料から適用する。

(提案理由)

鹿屋市下水道事業経営戦略に基づき、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。